



埼玉県報

第263号
令和3年(2021年)
11月24日
水曜日

目次

規則

- フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則（大気環境課）

告示

- 上尾都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧（みどり自然課）
- 埼玉県医師育成奨学金貸与条例第3条第1項第2号イに基づく知事が指定する県外の大学の告示（医療人材課）
- 大規模小売店舗の新設に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 埼玉県外出自粛等関連事業者協力支援金（令和3年7～9月分）給付業務委託に関する契約の相手方等の公示（産業支援課）
- 県道勅使河原本庄線の供用の開始（本庄県土整備事務所）
- 建築基準法第42条第1項第5項に基づく道路の位置の指定（熊谷建築安全センター）
- 不在者投票を行うことができる施設の指定解除（選挙管理委員会）
- 不在者投票を行うことができる施設の指定（選挙管理委員会）

規 則

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年十一月二十四日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第七十五号

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行細則（平成十四年埼玉県規則第十三号）の一部を次のように改正する。

様式第一号中「丑」を削り、備考を次のように改める。

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第二号中「㊦」を削り、備考3を削る。

様式第五号、様式第六号及び様式第八号中「㊦」を削り、備考を次のように改める。

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正前のフロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

告 示

埼玉県告示第千二百八十三号

上尾市から上尾都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

令和三年十一月二十四日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第千二百八十四号

埼玉県医師育成奨学金貸与条例（平成二十四年埼玉県条例第十五号）第三条第一項第二号イの知事が指定する県外の大学を次のとおり指定したので、告示する。

令和三年十一月二十四日

埼玉県知事 大野 元 裕

指定した大学の名称

日本大学

告示

埼玉県告示第千二百八十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和三年十一月二十四日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）コーナン越谷大里店

埼玉県越谷市大字大里字上五十五番一外

ロ 大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

大規模小売店舗の設置者

コーナン商事株式会社 代表取締役 疋田直太郎

大阪府堺市西区鳳東町四丁四百一番地一

大規模小売店舗において小売業を行う者

コーナン商事株式会社 代表取締役 疋田直太郎

大阪府堺市西区鳳東町四丁四百一番地一

ハ 大規模小売店舗の新設をする日

令和四年六月二十六日

ニ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

七千二百二十六平方メートル

ホ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 三五五台

駐輪場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 三一二台

荷さばき施設の位置及び面積

位置 図面省略 面積 八〇平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 図面省略 容量 八八立方メートル

ヘ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前六時三十分から午後九時四十五分

来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前六時十五分から午後十時

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数 三か所 位置 図面省略

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後十時

ト 届出年月日

令和三年十月二十五日

二 縦覧期間

令和三年十一月二十四日から令和四年三月二十四日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和三年十一月二十四日から令和四年三月二十四日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第千二百八十六号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

令和三年十一月二十四日

埼玉県知事 大野 元 裕

- 1 購入等件名及び数量
埼玉県外出自粛等関連事業者協力支援金（令和3年7～9月分）給付業務委託一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県産業労働部産業支援課 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和3年9月17日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
トランス・コスモス株式会社 東京都渋谷区東1丁目2番20号
- 5 契約金額
181,052,308円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とした理由
地方自治法施行令第167条の2第1項第5号に該当

告 示

埼玉県本庄県土整備事務所長告示第九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和三年十一月二十四日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県本庄県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年十一月二十四日

埼玉県本庄県土整備事務所長 飯塚 雅彦

<p>路 線 名</p>	<p>勅使河原本庄線</p>
<p>供用開始の区間</p>	<p>児玉郡上里町大字勅使河原字北勝場 一七〇五番一地从先から同郡同町大字 金久保一三五八番一地从先まで</p>
<p>供用開始の期日</p>	<p>令和三年十一月二十四日</p>
<p>備考</p>	<p>平成二十一年二月六日付け 埼玉県本庄県土整備事務所 長告示第十二号で告示した 道路予定区域の一部供用開 始である。延長一六八〇・九 メートル</p>

告 示

埼玉県熊谷建築安全センター所長告示第九号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置の指定を次のとおり行った。

令和三年十一月二十四日

埼玉県熊谷建築安全センター所長 矢部 政実

第五号	指定番号
第一項第五号	指定に係る道路の種類
建築基準法第四十二条	指定の年月日
令和三年十一月二十四日	指定に係る道路の位置
埼玉県児玉郡上里町大字七本木字本郷下三千四十六番一	指定に係る道路の延長 (単位メートル)
三十・七四	指定に係る道路の幅員 (単位メートル)
五・〇〇	

告 示

埼玉県選管告示第八十二号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項
第二号（他の政令において準用し、又は例による場合を含む。）の規定による不在者
投票を行うことができる次の施設につき、その指定を解除した。

令和三年十一月二十四日

埼玉県選挙管理委員会委員長 岡 田 昭 文

種 別	施設の開設主体及び名称	所 在 地
病院	医療法人積仁会 介護老人保健施設あさひヶ丘	埼玉県日高市大字森戸新田九十 九番地一

告 示

埼玉県選管告示第八十三号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項
第二号（他の政令において準用し、又は例による場合を含む。）の規定による不在者
投票を行うことができる施設を次のとおり指定した。

令和三年十一月二十四日

埼玉県選挙管理委員会委員長 岡田 昭文

種 別	施設の開設主体及び名称	所 在 地
病院	医療法人積仁会 介護医療院あさひヶ丘	埼玉県日高市大字森戸新田九十 九番地一